

補助対象機器および補助率・補助金額

補助対象機器		補助率および補助金の額
太陽光発電システム		1kWあたり48,000円(限度額 240,000円)
高効率エネルギー設備	ガスエンジン給湯暖房機 (エコウィル)	対象経費の1/10 (限度額 100,000円)
	潜熱回収型給湯器 (エコジョーズ)	
	ハイブリット給湯暖房機 (ECO ONE)	
	CO ₂ 冷却ヒートポンプ給湯器 (エコキュート)	
	高効率減圧式石油給湯器 (エコフィール)	
家庭用燃料電池 (エネファーム)		
家庭用蓄電池	定置型リチウムイオン蓄電池	対象経費の 1/10 (限度額 150,000 円)
HEMS(ヘムス)	家庭用エネルギー管理システム	対象経費の1/3 (限度額 50,000円)

- ・補助金の対象となるのは、機器本体、配管部材、架台の購入および設置に関する経費です
- ・各対象機器は詳細要件を満たしている必要があります(交付要綱の別表1を参照)
- ・補助金額に1,000円未満の端数がある場合は、切り捨てた額を交付します

補助金の対象となる人および要件

1. 村内に居住し、または居住しようとしている人で、電灯契約を結んでいる個人であること(賃貸住宅除く)
2. 村税等を滞納していないこと
3. この要綱による同一対象機器等による補助を受けていないこと
4. 対象機器等を設置する建物が、居住の用に供されていること(店舗、事務所等との併用可)
5. 対象機器等を設置する建物が申請者の所有でない場合は、所有者の設置承諾が証明できること
6. 工事請負契約書または売買契約書の契約年月日が平成28年4月1日以降で、平成29年3月31日までに工事を完了するものであること
7. 導入する対象機器等は未使用のものであること

補助対象期間

平成28年4月1日～平成29年3月31日 *期間内に契約され、工事が完了するものが対象です

■お問い合わせ

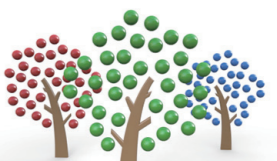
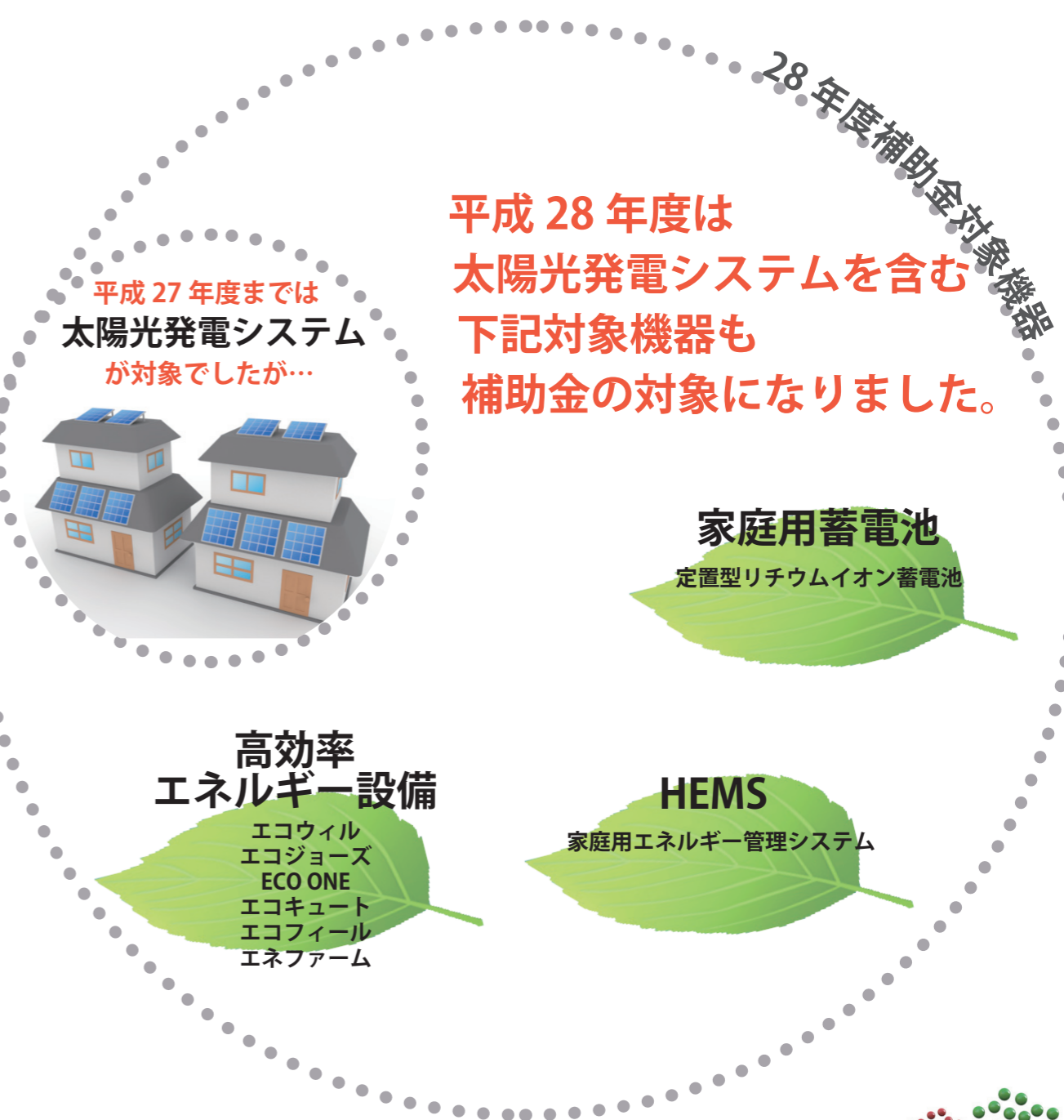
六ヶ所村役場 企画調整課
 TEL 0175-72-2111 (内線 352 ~ 358)
 E-Mail rks99003@rokkasho.jp
 ホームページアドレス <http://www.rokkasho.jp/>
 <トップページ→ライフイベント「住居・引っ越し」→くらしのガイド「六ヶ所村住宅用新エネルギー設備導入支援事業のお知らせ」をご覧ください>

六ヶ所村住宅用 新エネルギー設備導入 支援事業

助成対象を 拡大しました



六ヶ所村では、自然エネルギーを効率的に活用し、地球温暖化の防止及び環境保全意識の高揚を図るため、太陽光発電システム等の新エネルギー・省エネルギー設備を住宅に設置する費用について、予算の範囲内において補助金を交付します。



各種申請手続きと補助金交付のフロー

本補助金の交付には下記手続きが必要です。右ページの補助金交付のフローを参考に各種書類を提出してください。様式は村ホームページからダウンロードするか、役場企画調整課でお受け取りください。

① 交付申請

対象機器の設置前、工事施工前に「**補助金交付申請書（様式第1号）**」と下記添付書類を役場企画調整課に提出してください。 *** 交付申請の受付・申請期間…H28.4.1~H29.3.10**

■添付書類

- ①対象機器等の設置工事に係る工事請負契約書の写し（建売住宅の場合にあつては、売買契約書の写し）または対象機器等の購入に係る売買契約書の写し
- ②承諾書（様式第2号）〈申請者以外に所有者がいる場合または建物の所有者が異なる場合〉
- ③対象機器等の設置場所を示す案内図、現況写真
- ④補助対象経費の内訳書又は見積書、機器の仕様カタログ（写し可）
- ⑤納税証明書（村税等）
- ⑥その他村長が必要と認める書類

② 交付決定

申請書を先着順に受け付け、内容を審査の上、補助を決定し、「**補助金交付決定通知書（様式第3号）**」により、申請者に通知します。

※補助対象事業に変更が生じた場合や中止するときは、「**補助事業変更等承認申請書（様式第4号）**」により、変更承認申請を行う必要があります（変更を承認した場合は、「**補助事業変更等承認通知書（様式第5号）**」により、変更承認を通知します）

③ 実績報告

補助対象事業が完了したら、**完了日から30日以内または平成29年4月14日のいずれか早い日までに、「実績報告書（様式第6号）」**と下記添付書類を役場企画調整課（本庁舎3階）へ提出してください。

■添付書類

- ①申請者本人の住民票（発行日より3カ月以内のもの）
- ②対象機器等の設置工事が適正に施工されたことを証する写真
- ③補助対象経費に係る領収書の写し
- ④電力会社と締結した電力供給契約書の写し
- ⑤補助金振込先金融機関の通帳の写し
- ⑥その他村長が必要と認める書類

④ 確定通知

実績報告書の内容を審査し、補助金の交付が確定したら、「**補助金確定通知書（様式第7号）**」が役場から送付されます。

⑤ 補助金請求

「補助金確定通知書（様式第7号）」が届いたら、「**補助金請求書（様式第8号）**」を役場に提出してください。

⑥ 補助金交付

請求書に記載された口座に補助金が振り込まれます。

● 補助金交付のフロー（この手続きは、業者さんに代行してもらえます）

